

実質化された豊北中河内地区人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊北中河内地区 (中河内集落)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	36.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の課題

中山間地域等直接支払交付金による営農支援を受けているところであるが、鳥獣害による被害が増えているため、被害防止対策を行う必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中河内集落の農地利用について、中心経営体である認定農業者3戸を中心に担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
計	3経営体		28.4 ha 酪農 91 頭		28.4 ha 酪農 100 頭	

注1:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地が無いが、地区の約8割を既に中心経営体が引き受けており、今後必要に応じて貸付を行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中河内集落においては、必要に応じて活用を検討する。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物であるブロッコリーの作物の生産を継続して取り組む。 また、畜産農家にあつては耕種農家との連携を図り堆肥の有効活用を図るとともに、良質な粗飼料生産に努め、生乳生産量の向上を図る。</p>
<p>交付金を活用した取組方針 地区内には直ちに耕作放棄されるおそれのある利用農地は無いが、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、集落ぐるみで定期的な水路清掃、草刈により、用排水路・農道等の管理を行う。 また、ネット等の設置により、鳥獣害防止対策を講じる。</p>